

熊本市公報

第 1 4 6 3 号

発行所 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号
熊本市総務局行政管理部総務課
発行日 毎 月 末 日

目 次

規 則

○熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（第 46 号） ……	631
○熊本市における建築物に附置する駐車施設に関する条例施行規則の一部を改正する規則（第 47 号） …	634
○熊本市都市再生特別措置法施行規則に基づく特定路外駐車場の設置の届出に関する規則（第 48 号） …	640

規則第46号

令和4年8月23日

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例施行規則（昭和61年規則第7号）の一部を次のように改正する。

第3条から第7条までを削る。

第8条中「第10条第1項」を「第19条第1項」に改め、同条を第3条とする。

第9条中「第11条ただし書」を「第20条ただし書」に改め、同条を第4条とする。

第10条中「第12条」を「第21条」に改め、同条を第5条とする。

第11条中「第13条第1項」を「第22条第1項」に改め、同条を第6条とする。

第12条中「第13条第2項」を「第22条第2項」に改め、同条を第7条とする。

第13条中「第12条、第13条第2項及び第16条」を「第21条、第22条第2項及び第25条第1項」に改め、同条を第8条とする。

第14条中「第14条第1項」を「第23条第1項」に改め、同条を第9条とする。

第15条中「第12条、第13条第2項及び第16条」を「第21条、第22条第2項及び第25条第1項」に改め、同条を第10条とする。

第16条中「第12条、第13条第2項及び第16条」を「第21条、第22条第2項及び第25条第1項」に改め、同条を第11条とし、同条の次に次の1条を加える。

（売却等までの保管期間）

第12条 条例第23条第2項に規定する規則で定める期間は、3月とする。

第17条中「第14条第2項」を「第23条第2項」に改め、同条を第13条とする。

第18条を削る。

第19条第1項中「第15条第1項」を「第24条第1項」に改め、同項第2号中「第10条」を「第5条」に、「第11条」を「第6条」に改め、同条第2項中「第15条第2項」を「第24条第2項」に改め、同条を第14条とする。

第20条第1項中「第16条第1項」を「第25条第1項」に改め、同条第2項中「第13条」を「第8条」に改め、同条を第15条とし、同条の次に次の5条を加える。

(協議会の委員)

第16条 条例第26条に規定する熊本市自転車利用推進協議会（以下「協議会」という。）の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱するものとする。

- (1) 道路管理者
- (2) 警察職員
- (3) 学識経験者
- (4) 鉄道事業者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第17条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選による。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第18条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、緊急の必要があり会議を招集する時間的余裕がない場合その他やむを得ない理由のある場合は、議事の内容を記載した書面を各委員に送付し、会長が指定する期日までに委員ごとの審議結果を回答させることをもって会議に代えることができる。この場合において、当該期日までに審議結果を回答した委員については、当該期日に会議に出席したものとみなす。

5 第3項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第3項中「出席委員」とあるのは「会長が指定する期日までに審議結果を回答した委員」と、「議長」とあるのは「会長」と読み替えるものとする。

(委員以外の者の出席)

第19条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第20条 協議会の庶務は、自転車利用推進課において行う。

第21条第1項中「第16条」を「第11条」に改め、同条第2項中「第8条」を「第3条」に、「第10条」を「第5条」に、「第11条」を「第6条」に改める。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

規 則 第 4 7 号

令和 4 年 8 月 2 4 日

熊本市における建築物に附置する駐車施設に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市における建築物に附置する駐車施設に関する条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市における建築物に附置する駐車施設に関する条例施行規則（昭和 4 5 年規則第 5 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条及び第 3 条を次のように改める。

（駐車施設の附置の特例の手続等）

第 2 条 条例第 3 条第 3 項の規定により読み替えて適用する同条第 1 項の規定により集約駐車施設内に駐車施設を附置しようとする者及び条例第 7 条の規定により駐車施設を設置しようとする者は、駐車施設設置（変更）承認申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 別表第 1 に掲げる図面
- (2) 契約書の写しその他の駐車施設の権利関係を証するための書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定により申請書の提出があった場合において、当該申請について承認するときは駐車施設設置（変更）承認通知書により、承認しないときは駐車施設設置（変更）不承認通知書により当該申請者に通知するものとする。

（荷さばきのための駐車施設の特例の手続等）

第 3 条 条例第 3 条の 2 第 4 項の規定により荷さばきのための駐車施設の整備と同等以上の効果があるとする認定を受けようとする者は、荷さばき駐車施設整備・活用計画認定申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 荷さばき駐車施設整備・活用計画書

(2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定により申請書の提出があった場合において、当該申請について認定するときは荷さばき駐車施設整備・活用計画認定通知書により、認定しないときは荷さばき駐車施設整備・活用計画不認定通知書により当該申請者に通知するものとする。

第 5 条を削る。

第 4 条中「身分証明書（様式第 4 号）」を「別記様式のとおり」に改め、同条を第 8 条とし、同条の前に次の 4 条を加える。

（駐車施設の区画）

第 4 条 条例第 6 条に定める駐車施設の規模については、駐車のに供する部分を白線等により駐車台数 1 台ごとに明示しなければならない。

（特殊な装置を用いる駐車施設）

第 5 条 条例第 6 条第 4 項の特殊な装置を用いる駐車施設で、自動車が有効かつ安全に駐車することができると市長が認めるものは、駐車場法施行令（昭和 32 年政令第 340 号）第 15 条の規定により国土交通大臣が認定した特殊の装置を用いた駐車施設とする。

（公共交通利用促進措置に係る特例の手続等）

第 6 条 条例第 7 条の 2 第 1 項の公共交通利用促進措置とは、公共交通機関の利用促進に資する広報及び啓発等に関する措置のほか、別表第 2 公共交通利用促進措置の欄に掲げる措置及び次項第 2 号に規定する駐車施設を設置する措置をいう。

2 条例第 7 条の 2 第 1 項の規定により減ずることができる駐車施設の台数は、次の各号に掲げる台数の合計とする。

(1) 条例第 3 条又は第 4 条の規定により附置しなければならない駐車施設の台数から車椅子利用者のための駐車施設及び荷さばきのための駐車施設の台数を減じて得た台数（以下「基準台数」という。）に、講じる別表第 2 公共交通利用促進措置の欄に掲げる措置に応じ、同表緩和率の欄に掲げる率（複数の公共交通利用促進措置を実施する場合は、それぞれの緩和率を合計した率とする。）を乗じて得た台数（当該台数に 1 未満の端数があるときは、これを切り捨てた台数）

(2) 自転車駐車場（自動二輪車の専用駐車場を含む。）又は自転車を賃貸する事業

のためのスペースに自転車又は自動二輪車のための駐車施設を 5 台分設置するごとに 1 台（基準台数に 20 パーセントを乗じて得た台数（当該台数に 1 未満の端数があるときは、これを切り捨てた台数）の範囲内に限る。）

- 3 条例第 7 条の 2 第 2 項の規定による計画の提出は、公共交通利用促進措置計画（変更）承認申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出することにより行うものとする。

- (1) 公共交通利用促進措置計画書
- (2) その他市長が必要と認める書類

- 4 市長は、前項の申請書の提出があった場合において、当該申請について承認するときは公共交通利用促進措置計画（変更）承認通知書により、承認しないときは公共交通利用促進措置計画（変更）不承認通知書により当該申請者に通知するものとする。

- 5 条例第 7 条の 2 第 3 項の規定による届出は、公共交通利用促進措置廃止届出書に市長が必要と認める書類を添えて市長に提出することにより行うものとする。

- 6 条例第 7 条の 2 第 4 項の規定による報告は、次に掲げる日までに、公共交通利用促進措置報告書に市長が必要と認める書類を添えて市長に提出することにより行うものとする。

- (1) 初回の報告にあつては、第 4 項に規定する承認を受けた日（当該承認に係る建築物につき条例第 3 条第 1 項に規定する新築又は増築の工事を要する場合にあつては、当該建築物の使用開始日）の翌日から起算して 1 年を経過する日の属する月の末日

- (2) 2 回目以降の報告にあつては、前回の報告をした日（報告すべき期限日から遅れて前回の報告をした場合は、当該報告すべきであった期限日）の翌日から起算して 1 年を経過する日の属する月の末日

（届出の手續）

第 7 条 条例第 9 条の規定により届出をしようとする者は、駐車施設設置（変更）届出書を市長に提出しなければならない。この場合において、第 2 条第 2 項に規定する承認を受けた者を除き、当該届出書に別表第 1 の 1 の部図面の種類の欄に掲げる図面を添付しなければならない。

本則に次の 2 条を加える。

(書類の様式等)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、この規則の規定により使用する書類（添付書類を除く。）に記載すべき事項及びその様式は、市長が別に定めるところによる。

条例第 12 条第 2 項に規定する措置の命令に係る書面に記載すべき事項及び様式についても、同様とする。

2 前項の様式のうち市民等が作成する書類に係るものは、市のホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。

(雑則)

第 10 条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

別表を削り、附則の次に別表として次の 2 表を加える。

別表第 1（第 2 条、第 7 条関係）

	図面の種類	明示すべき事項
1	建築物及び駐車施設の付近見取図	方位、道路、目標となる地物及び位置（条例第 3 条第 3 項の規定により読み替えて適用する同条第 1 項の規定により集約駐車施設内に駐車施設を附置しようとする場合又は条例第 7 条の規定により駐車施設を設置する場合は、建築物と駐車施設との距離を明らかにしたもの）
	建築物の配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物及び駐車施設の位置、駐車施設内外の自動車の通路及びその幅員並びに敷地が接する道路の位置及び幅員
	建築物の各階平面図	縮尺、方位、間取り及び規模並びに駐車施設内外の自動車の通路及びその幅員
	建築物の床面積求積図	当該駐車施設に係る建築物の床面積の求積に必要な各部分の寸法及び算式（特定用途と非特定用途を区分したもの）
2	駐車施設の配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置並びに敷地が接する道路の位置及び幅員

駐車施設の各階平面図	縮尺、方位、間取り及び各室の用途
------------	------------------

備考 建築物及び駐車施設の変更を伴う場合は、変更した箇所を明らかにしなければならない。

別表第 2（第 6 条関係）

	公共交通利用促進措置	緩和率
1	複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索、予約、決済等を一括で行うサービスを用いた店舗情報等の提供	上限 10 パーセント
2	従業員の通勤における公共交通機関又は自転車の利用に係る取組	上限 10 パーセント
3	商品の購入に応じた公共交通機関の運賃の割引等の実施	上限 30 パーセント
4	公共交通機関の利用者のための待合室の整備	30 パーセント
5	駐車場整備地区内への自家用車の流入量の抑制に資する駐車場等からの送迎バスの運行	30 パーセント
6	その他公共交通の利用促進に資する措置として市長が適当と認める措置	市長が認める率

備考

1 1 の項から 3 の項までの規定による措置を行った場合に適用される緩和率は、緩和率の欄に掲げる率に建築物内における公共交通利用促進措置を実施する事業者（条例第 7 条の 2 の建築物の所有者又は管理者で当該建築物内において事業を行う者及び当該所有者又は管理者と契約を行い当該建築物内において事業を行う者をいう。以下同じ。）の数を全ての事業者の数で除して得た割合を乗じて得た率とする。

2 2 の項の従業員とは、事業者が雇用して当該建築物内において自らの業務に従事させる者をいう。

様式第 1 号から様式第 3 号までを削る。

様式第 4 号中「様式第 4 号」を「様式第 4 号（第 8 条関係）」に改め、同様式を別記様式とする。

様式第 5 号を削る。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

規 則 第 48 号

令和 4 年 8 月 24 日

熊本市都市再生特別措置法施行規則に基づく特定路外駐車場の設置の届出に関する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市都市再生特別措置法施行規則に基づく特定路外駐車場の設置の届出に関する規則

都市再生特別措置法施行規則（平成 14 年国土交通省令第 66 号）第 21 条の 3 第 2 項第 2 号に規定する平面図には、同号に掲げるもののほか、次に掲げる事項を表示しなければならない。

- (1) 特定路外駐車場の付近の道路並びにその道路内の駐車場法施行令(昭和 32 年政令第 340 号) 第 7 条第 1 項第 1 号イからニまでに掲げる道路の部分及び橋
- (2) 特定路外駐車場の出口及び入口以外の部分から自動車の出入りができない構造とするために設ける工作物

附 則

この規則は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。